

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 七七三^{ページ}

告 示

救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 七七四

保安林の指定

(郡上農林事務所) 七七四

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 七七四

政治団体の異動事項の公表

(同) 七七五

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(同) 七七六

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 七七七

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 七七七

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 七七八

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 七七八

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

(同) 七七八

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七七九

公共測量の終了

(用地課) 七七九

大垣都市計画の変更案の縦覧

(都市政策課) 七七九

御嵩都市計画の図書の縦覧

(同) 七八〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第二十一号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校の部の次に次のように加える。

岐阜県立岐阜本巣特別支援学校	小学部		知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育
	中学部		
高等学校	全日制の課程	普通科	
	高等部		

別表岐阜県立恵那特別支援学校の部中

中学部

を

中学部

平成十九年十一月二日

高等部	全日制	普通科
	の課程	

に改め、同表に次のように加える。

岐阜県立海津特別支援学校		
小学部		知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育
中学部		
高等部	全日制の課程	普通科

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百二十九号

次の医療機関を救急医療施設として平成十九年十一月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限
東海中央病院 各務原市蘇原東島町四丁目六番地 平成二一・一〇・三一

岐阜県告示第六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
郡上市八幡町洲河字細野九三七の一の二、九三九の二
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤 久子

白川村古田はじめ後援会	代表者	小坂安彦	松井忠夫	実
税理士による棚橋泰文後援会	代表者	後藤藤靖夫	笹野忠夫	
田口ふみかす後援会	会計責任者	高田拾忠	上野道夫	
21世紀岐阜市活性化を進める会	主たる事務所の所在地	中津川市茄子川1792 1 2 3号	中津川市茄子川1599 53	
古川町金子後援会	代表者	岩田山長	大野邦博	
	代表者	重山長	田之下信義	
	代表者	佐野光弘	清水和昌	
	主たる事務所の所在地	飛騨市古川町武之町12 32	飛騨市古川町向町1 6 22	

松永清彦後援会
尾支部

会計責任者 高野信幸 安田晴藏

岐阜県選挙権運動推進委員会本部

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正届があったので、次のとおりその数値を公表する。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙権運動推進委員会
委員長 栗 久子

「 飛田町金子後援会連合会及びその収支報告書（平成十七年分）中

野田聖子後援会連合会	7,417,263	0	359,115	886,375	8,662,753	10,045,773	0	5,392,601	475,125	8,868,459	0	14,736,185	240,000	3,000,000	4,520,750	32,542,708	3,240,000
------------	-----------	---	---------	---------	-----------	------------	---	-----------	---------	-----------	---	------------	---------	-----------	-----------	------------	-----------

を

野田聖子後援会連合会	7,417,263	0	359,115	886,375	8,662,753	10,045,773	0	5,392,601	475,125	8,868,459	0	14,736,185	240,000	3,000,000	4,520,750	32,542,708	4,090,000
------------	-----------	---	---------	---------	-----------	------------	---	-----------	---------	-----------	---	------------	---------	-----------	-----------	------------	-----------

に

「 収支報告書

自由民主党岐阜県支部連合会及びその収支報告書（平成十七年分）中

自由民主党支部連合会	H18.2.14	10,141,598	8,676,232	1,465,366	2,580,932	7,560,666	0	0	0	0	0	0	0	0	336,000	0	1,120,300
------------	----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---	-----------

を

自由民主党支部連合会	H18.2.14	10,141,598	8,676,232	1,465,366	2,580,932	7,560,666	129,300	645	0	0	0	0	0	0	336,000	0	1,000,000
------------	----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	---	---	---	---	---	---	---------	---	-----------

に

「 収支報告書

自由民主党岐阜県支部連合会に係る収支報告書（平成十八年分）中

登録番号	H19.6.22	11,069,951	7,560,666	3,509,185	2,028,300	9,041,551	0	0	330,000	0	277,400	607,400	0	607,400	0	2,901,200	585
事務用支部連合会	H19.6.22	11,069,951	7,560,666	3,509,185	2,028,300	9,041,551	101,200	506	330,000	0	277,400	607,400	0	607,400	0	2,901,200	585

住所№

住所№

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十一号

岐阜県選挙管理委員会

委員長 藤 久 子

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体総数届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
川手靖猛を育てる会	川手靖猛	川手靖猛	可児市羽生ケ丘1 5	平成19年8月31日			
岐阜県森元つねお後援会	清水義之	新家武彦	瑞穂市牛牧1505 1	平成19年9月21日			
林春雄（且格）後援会	大平輝夫	木田恒明	岐阜市日置江161	平成19年9月27日			
林春雄長良西中部後援会	青木信次	藤田伊三雄	岐阜市花ノ木町1 8	平成19年9月10日			
林春雄長良西北部後援会	遠藤一美	酒井文男	岐阜市八代3 26 10	平成19年9月8日			
林春雄次木後援会	日比野勝	馬場莞次	岐阜市次木736	平成19年10月11日			
尾藤義昭君を市長にする会	常川公男	西部賢二	関市東門前町6	平成19年9月28日			
三岩いくおを育てる会	三岩征夫	久納保	関市東本郷通4 3 29	平成19年8月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十一号

選挙管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、

名称を次のとおりとする。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 櫻 久 子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
柳田 明廣	北方町議会議員	柳田チン笑齋の会	本巣郡北方町加茂44-1 田川八ウエ201	柳田 明廣

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 櫻 久 子

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
田口 文数	田口ふみかず後援会	主たる事務所所在地	中津川市茄子川79 2-1-1 ルコー 2-2-3	中津川市茄子川15 99 53

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 櫻 久 子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大野 邦博	岐阜市議会議員	21世紀岐阜市活性化を推める会	岐阜市弥生ケ丘9 可児市羽生ケ丘1-5	大野 邦博
川手 靖猛	可児市議会議員	川手靖猛を育てる会	関市東本郷通4 三岩いくおを育てる会	川手 靖猛
三岩 征夫	関市議会議員			三岩 征夫

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について次のとおり報告があったのをごその旨を告示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 櫻 久 子

1 指定した施設				
市町村名	施設の名	所在地	地	収容人員
瑞浪市	瑞浪市地域交流センターときわ	瑞浪市寺河戸町1132番地の2		300人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名	所在地	地
瑞浪市	瑞浪市文化会館	瑞浪市寺河戸町1135番地の7	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人幸の里
- 三 代 表 者 の 氏 名 小川 博司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市下中町城屋敷五七九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜地区、西濃地区及び近隣の地域住民に対して、介護、福祉に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通大臣から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 国土交通省
- 二 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 三 作業期間

平成十七年七月一日から
平成十九年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛驒市、郡上市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、揖斐郡大野町及び池田町並びに本巣郡北方町

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 大垣都市計画道路 三・五・三十三号 寺内長松線
- 二 都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課、大垣市都市計画部都市計画課及び垂井町建設課
- 四 縦覧期間 平成十九年十一月二日から 同 年十一月十六日まで

大垣都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十一月二日から

同 年十一月十六日まで

御嵩都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

二 縦覧場所

御嵩都市計画下水道
御嵩町公共下水道
岐阜県都市建設部都市政策課及び御嵩町上下水道課

平成十九年十一月二日印刷
平成十九年十一月二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）